

# あきたリッチプラン

## AKITA RICH PLAN

秋田県への産業立地を検討される企業様へ、初期投資を大幅に低減するためのプランをご提案いたします。

(H30.4月現在)

### 1 補助制度

#### ◆あきた企業立地促進助成事業補助金

##### ①設備投資支援型



対象分野	対象事業 ※資本金(出資額)1千万円以上。(ただし県の誘致認定を受けた企業は除く)			
製造業	日本標準産業分類表に掲げる大分類項目Eの製造業など(秋田県資源エネルギー産業課が別に定める「環境・エネルギー型、資源素材型企業」を含む)を事業とする企業			
情報通信関連型	コールセンター(インバウンド業務)、データセンター、ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業などを事業とする企業			
研究開発型	製造業を営む企業が行う物品の製造、又は加工に係る基礎研究、応用研究若しくは開発研究の事業であって、研究開発専門の部門を設置し、専従研究員を雇用して事業を行う企業			
流通関連型	道路貨物運送業、倉庫業、卸売業等のうち、県を越えた広域物流ネットワークを構築する企業			
補助の要件	設備投資に対する補助	女性雇用に対する補助	人材育成に対する補助	交付限度額
投資額: 3億円以上(土地代除く) 雇用: 新規(増加)常用雇用者数 10人 [研究開発型企業、又は本社機能等の移転等を行う企業は5人] 申込(計画書提出)日から操業開始後1年以内に達成する必要があります。	10% (要件に応じた補助率の加算あり) (投資額100億円までの金額) 投資額100億円を超える部分の金額については、[10%]となります。	5%加算 (新規常用雇用者のうち35歳未満の女性が50%以上) ※1	重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2 限度額 2.5万円/人 交付限度額 技術者派遣型 2.50万円 指導者招へい型 5.0万円	5億円 (要件に応じた限度額の加算あり)

※1 対象業種…輸送機関連産業、医療関連産業、新エネルギー関連産業、情報通信関連事業(コールセンターを除きます)

##### ②事業集約支援型

対象分野	対象事業		
県内への事業集約型	製造業及び製造関連サービス業		
補助の要件	設備等に対する補助	交付限度額	
経費: 事業集約に伴う経費1,000万円以上 雇用: 新規(増加)常用雇用者数 2人以上 申込(計画書提出)日から操業開始後1年以内に達成する必要があります。	20%	2,000万円	

#### ◆はばたく中小企業投資促進事業補助金

補助の要件		設備投資に対する補助	交付限度額	人材育成に対する補助(交付限度額)
投資額: 1億円以上3億円未満(土地代除く) ただし、環境・エネルギー型(電気業、ガス業及び熱供給事業等を行う企業を除く)企業の場合、3,000万円以上3億円未満 雇用: 新規(増加)常用雇用者数 5人以上 (環境・エネルギー型企業で従業員数100人以下の場合、又は本社機能等移転と併せて行う場合は2人以上)		基本補助率 10% 加算要件は下記表参照	3,000万円	重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2 限度額 2.5万円/人 交付限度額 技術者派遣型 2.50万円 指導者招へい型 5.0万円
対象分野		対象事業		
「あきた企業立地促進助成事業補助金 ①設備投資支援型」と同様 ただし、中小企業であることが条件となり、研究開発型は除きます。		「あきた企業立地促進助成事業補助金 ①設備投資支援型」と同様 ただし、中小企業であることが条件となり、研究開発型は除きます。		
加算要件				
新規常用雇用者のうち35歳未満の女性が5割以上 ※1	地域未来投資促進法に基づく基本計画に定めた業種 ※2	資源素材エネルギー分野	生産工程等において第4次産業革命分野(IoT・AI・ロボット等)を活用 ※3	新規常用雇用者30人以上
+5%		+5%		+5%

※1 対象業種…輸送機関連事業、医療・医薬品関連事業、新エネルギー関連事業、情報通信関連事業(コールセンターを除きます)

※2 地域未来投資促進法の基本計画に定めた業種…県及び市町村が策定した基本計画に定めた促進区域における地域特性の分野に属する業種

※3 第4次産業革命分野(IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等)…複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ(ビッグデータ)を活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のうち、いずれか1つ以上を行い、AIやロボットを活用するものを対象とします。

# 1 補助制度

## ◆本社機能等移転促進事業補助金（申請受付期間 平成32年3月まで）

企業の本社機能等の移転において、県内への移転等に要する経費を助成し、秋田県での事業の拡大や、多様で安定的な雇用の創出を支援します。

対象企業	補助要件	補助内容	
県内に本社機能等を移転し、本店登記する企業 (本店登記については、登記を行わない場合でも内容により認められる場合があります。)	県内本社機能等での増加常用雇用者数2名以上 (役員も含む) ※本社機能等…全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門及び研究所、研修所	対象経費	移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費
		補助率	40%以内
		補助上限	4,000万円

## ◎本社機能等移転にあわせて設備投資を行う場合の助成制度

本社機能等移転にあわせて設備投資を行う場合、「あきた企業立地促進助成事業補助金」及び「はばたく中小企業投資促進事業補助金」の雇用要件を緩和するほか、補助率を加算します。

補助金名称	雇用要件の緩和		補助率の特別加算
	通常申請	併用申請	
あきた企業立地促進助成事業補助金 (設備投資支援型)	10人以上	5人以上	+5%
はばたく中小企業投資促進事業補助金	5人以上	2人以上	

# 2 融資制度

## ◆秋田県企業立地促進資金

対象企業	資本金、又は出資の総額が1千万円以上の会社で次に該当する企業 製造業、ソフトウェア業、製造関連サービス業(研究所含む)、電気業※、ガス製造工場、熱供給業、又は県工業団地を取得する企業 ※電気業の場合自家発電設備は除きます。
対象設備	工場等の新增設に係る用地及び設備 / 空き工場等を活用した事業の実施に係る用地及び設備
限度額	投下固定資産額の50~70%(上限10億円※) ※空き工場等を活用して事業を行う場合は上限5億円
要件	操業時までの投下固定資産額が1億円以上※であること ※空き工場等活用の場合は2千万円、ソフトウェア業は1千万円以上 ・地場企業 …… 雇用数1名以上の増加 ・県外企業 …… 県の誘致企業であり、3年以内に工場等を建設 ・工業団地を取得する県外企業 …… 操業開始後1年以内に従業員10名以上
貸付条件	年利率1.60%※ / 15年償還(うち据置期間2年) / 元金均等年賦償還 ※輸送機・アグリ・電気業関連投資の場合は、年利率1.50%

# 3 優遇税制

## ◆秋田県税の減免制度

地区(域)区分	適用区域・市町村 (過疎地域は、旧市町村地域が適用区域となります)	適用基準	措置内容	適用期間	条例等
過疎地域	秋田市(旧河辺町)、能代市、横手市(旧増田町、旧平鹿町、旧雄物川町、旧大森町、旧山内村)、大館市(旧比内町、旧田代町)、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市(旧矢島町、旧由利町、旧鳥海町、旧東由利町、旧大内町)、大仙市(旧西仙北町、旧協和町、旧南外村)、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村	新増設 固定資産取得額・2,700万円超	課税免除 ・不動産取得税※1 ・固定資産税(県※2) ・事業税	固定資産税、事業税 ・3年間  不動産取得税 ・その都度	過疎地域における県税の課税免除に関する条例  過疎法

※1 不動産取得税の課税免除対象となる土地は、課税免除対象建物の垂直投影部分に限られます。  
※2 固定資産税は、規定額(立地する市町村により異なる)を超えた部分が県税として課税されます。

## 企業立地の窓口

◆秋田県産業労働部産業集積課	〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎3階	TEL 018-860-2250	FAX 018-860-3869
◆秋田県企業立地事務所(東京)	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館7階	TEL 03-5212-9112	FAX 03-5212-9116
◆秋田県名古屋産業立地センター	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目1-1 中ビル10階	TEL 052-261-1806	FAX 052-252-2413
◆秋田県大阪事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3-1-900 大阪駅前第一ビル9階	TEL 06-6341-7897	FAX 06-6341-7979 (H30.4月現在)